

年収の壁 こんな不安がありませんか？

その1

年末に向けて、年収が106万円を超えないように、働く時間を調整しないといけないな…

その調整必要ですか？働き控えをする前に、一度、社会保険(厚生年金・健康保険)の加入の条件を見てみましょう

社会保険の加入の条件(これらをすべて満たす)

✓ 週の勤務が**20時間以上**

※残業時間は原則、含みません。

✓ 給与が月額**88,000円以上**

含まれないもの
・残業代
・賞与
・通勤手当

※残業代、賞与、通勤手当、臨時の手当は原則、含みません。

✓ **2カ月を超えて働く予定がある。**

※休業中、定時制、通信制の方は、加入対象となります

✓ **学生ではない。**

※休業中、定時制、通信制の方は、加入対象となります



残業時間や残業代は含まれないんだね！

1分で分かる解説動画はこちら



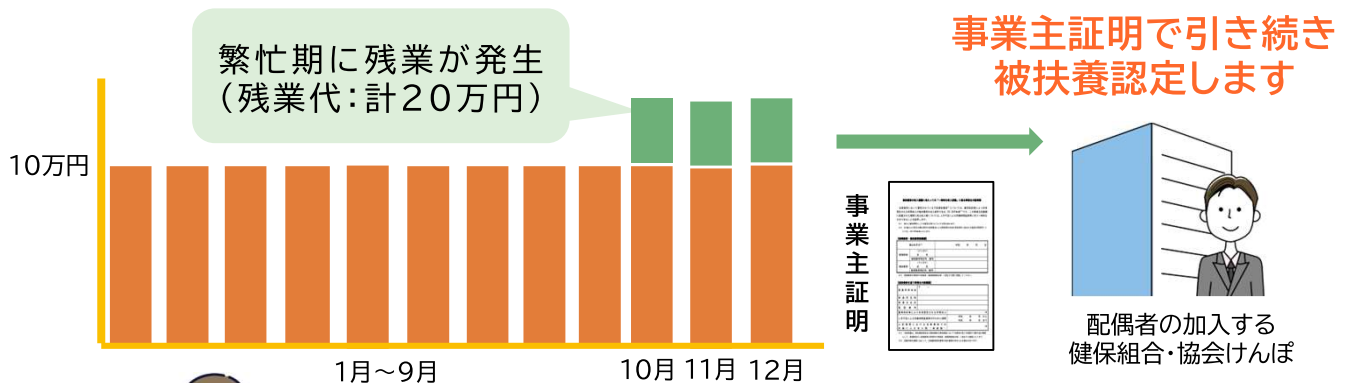
その2

私の場合、年収130万円(※)を超えると扶養から外れてしまうから、働く時間を調整しないといけないな…

※被扶養者の認定は、年間収入(残業代を含む全ての収入)に基づいて行われます。

大丈夫です！収入が一時的に上がったとしても、事業主がその旨を証明することで、連続2回まで引き続き被扶養者認定が可能です。

例:毎月10万円(年収120万円)で働くパートの方が残業により一時的に収入増になった場合



収入が増えたけど一時的なので事業主に証明してもらおう！

社会保険に入るとどんなメリットがあるの？ ➡

社会保険の加入拡大の年金のメリット

厚生年金が上乗せで
保障がさらに充実



長期加入すると保障がさらに充実

	厚生年金保険料	増える報酬比例部分の年金額（目安）
20年間加入	月額8,100円	月額8,900円（年額106,800円）×終身
10年間加入	月額8,100円	月額4,400円（年額52,800円）×終身
1年間加入	月額8,100円	月額440円（年額5,200円）×終身

※月収88,000円の場合。年金額（目安）の年額は100円未満は切り捨て

社会保険の加入拡大の医療のメリット

病気・けがや出産で会社
を休んでもより安心



傷病手当金 業務外の病気やけがで会社を休んだ場合、（医師の意見書が必要）
4日目から、最大1年6ヶ月、給料の2/3の金額が受け取れます。

病気またはけがが発生

出勤 → 休み（1～3日目（土日休も含む）） → 休み（支給あり）（4日目以降（土日休も含む））

支給額の例 月額給与98,000円の場合 支給 / 1日あたり 2,180円（非課税） 30日休んだ場合は58,860円

出産手当金 出産のため会社を休んだ場合、出産の日以前42日から出産の日後56日までの期間
給料の2/3の金額が受け取れます。

出産

出産前42日（支給あり） → 出産後56日（支給あり）

休んだ日数に応じて支給（土日休も含む）

支給額の例 月額給与98,000円の場合 支給 / 1日あたり 2,180円（非課税） 98日休んだ場合は213,640円

社会保険加入による変化を計算してみましょう

手取りかんたん
シミュレーター

<https://www.mhlw.go.jp/tekiyokakudai/koujirei/jugyouin/#simulation01>

年金額を
見える化する
公的年金
シミュレーター

<http://nenkin-shisan.mhlw.go.jp/>

年収の壁を超えて働く場合、「年収の壁」内で働く場合と比べて給与所得と年金所得の増加が
配偶者手当等の減少を大きく上回り、世帯の生涯可処分所得が増加するという試算もあります。



年収の壁突破・総合相談窓口（フリーダイヤル・無料）

0120-030-045

受付時間 平日 8:30～18:15
（土・祝日・年末年始（12/29～1/3）除く）

厚生労働省
年収の壁

